

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年8月28日 11時05分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大突間島南方沖 ヒナイ鼻導灯（前灯）から真方位340° 1,490m付近 （概位 北緯34° 08.5′ 東経133° 00.6′）
事故の概要	引船太洋丸は、台船N. H. KIBIをえい航して南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年9月11日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 太洋丸、19トン 273-13445岡山、株式会社 NAVTEC B 台船 N.H.KIBI、総トン数不詳（長さ46m） なし、株式会社 NAVTEC
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 舵軸下部に擦過傷等 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約120cm（今治）
事故の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、無人のB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、大突間島東方沖を来島海峡航路の北側に向けて約5ノットの対地速力で手動操舵によって南西進中、船長Aが大突間島や大島を見ながら目視のみで航行を続け、A船が大突間島南方沖の浅所に乗り揚げた。 A船の喫水は、船首約0.8m、船尾約2.2mであった。また、B船の喫水は、船首尾共に約0.3mであった。 船長は、大突間島南方沖に浅所が存在することを知っていたが、レーダーやGPSプロッターを使用して船位を確認していなかった。
分析	A船引船列は、南西進中、船長が、レーダーやGPSプロッターを使用しておらず、大突間島や大島を見ながら目視のみで航行したことから、大突間島南方沖の浅所に向かう状況となったことに気付かず、A船が同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が南西進中、船長が、レーダーやGPSプロッターを使用しておらず、大突間島や大島を見ながら目視のみで航行したため、大突間島南方沖の浅所に向かう状況となったことに気付かず、A船が同浅所に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・レーダーやGPSプロッターを活用し、船位の確認を適切に行うこと。
--------------	--